

(別紙様式5)

三重県母子福祉センター事業計画書の要旨

申請者名	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 会長 山下 浅子
管理運営方針	財団法人三重県母子寡婦福祉連合会は、母子寡婦の福祉向上を目的とした福祉団体で、設立60年余年の歴史を誇っており、当連合会が持つ知識や永年培った豊富な経験等を有効的・効果的に活用することにより、母子福祉センターの効用を最大限に発揮し、もって母子家庭等へのサービス向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与できるものと考えます。
管理業務に関する計画	過去の豊富な管理経験を活かし、以下の考え方に沿ってサービスの品質向上と安全確保に努め、効率的な維持管理を目指します。  ・ 開館時間は、平日の9時から17時までとし、資料等実費相当額が必要な場合を除き、利用料金は無料とします。 ・ 「危機管理マニュアル」等の徹底と個人情報の適切な管理、積極的な情報公開に努めます。 ・ 人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現等、県が推進する施策に配慮した管理運営を行います。
運營業務に関する計画	(1) 各種相談事業 弁護士による特別相談と事務局職員による生活相談・就業相談、母子自立支援員研修の実施、一人親家庭福祉協力員による一人親家庭への巡回相談 (2) 生活指導及び生業指導事業 生活指導を含め子育てについての相談・支援 (3) 就労知識技能習得事業 訪問ヘルパー2級や医療事務の資格取得のため、養成機関に枠を設け、母子家庭の母・寡婦を派遣 (4) 就業促進事業 就労につながる情報等を収集して、ホームページに掲載するとともに、求職登録者に携帯メール等を利用しての情報提供 (5) 文化教養講習 仕事や生活に追われている一人親家庭の父又は母の教養を高めるため、講習会や親子がふれ合う親子料理教室等を開催。

成果目標	指定期間を通じて達成すべき成果目標は、次のとおりです。 ア 求人情報の提供 毎年度 延べ5,500回以上 イ 相談利用回数 毎年度 延べ 230回以上 ウ 技能習得講習会参加者数 毎年度 延べ 60人以上 エ 母子自立支援員研修回数 毎年度 3回 オ 利用者満足度調査 毎年度 2回 カ 生活向上のための講習会等 毎年度 2回						
収支計画	当連合会ではサービスの受益者である母子寡婦の直接的な要望や意見を踏まえた事業内容となるため、実施効果は高いものと推測します。また、事業の計画・実施について、県や市町段階での母子寡婦福祉団体の会議等を通じて協議や連絡周知等を行うとともに、会員の労力の提供を受け実施するなど効率的な執行に努めます。						
組織及び人員	三重県母子福祉センターの組織及び人員は次のとおりです。  <div style="text-align: center;">           センター長・財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 会長                         事務局長・同会事務局長                         ┌───────────┴───────────┐            就業相談員                      生活相談員                      業務補助員            同会 職員                              非常勤                              同会 職員            (1名)                                      (1名)                                      (1名)         </div>						
収 支 計 画 書  (千円)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	収入合計	9,450	9,450	9,450	9,450	9,450	
	内 訳	指定管理料	9,450	9,450	9,450	9,450	9,450
		施設利用料金収入	0	0	0	0	0
		事業収入	0	0	0	0	0
		市補助金	0	0	0	0	0
		支出合計	9,450	9,450	9,450	9,450	9,450
	内 訳	運営管理事業	5,242	5,242	5,242	5,242	5,242
		相談研修事業	344	429	429	429	429
		就労支援事業	3,084	2,979	2,979	2,979	2,979
情報提供事業		640	640	640	640	640	
文化教養事業		140	160	160	160	160	